

第7章 利用中止及び利用停止

(3G 通信サービスの利用中止)

第41条 当社は、次のいずれかに該当する場合には、3G 通信サービスの利用を中止することがあります。

- (1) 当社の電気通信設備の保守上又は工事上やむを得ないとき。
 - (2) 特定の契約者回線から多数の不完了呼(その契約者回線が相手先の応答前に発信を取り止めるものをいいます。以下同じとします。)を発生させたことにより、現に通信がふくそうし、又はふくそうするおそれがあると当社が認めたとき。
 - (3) 第46条(通信利用の制限)の規定により、通信利用を中止するとき。
 - (4) 第10条(契約者識別番号)第2項、第26条、第26条の3、第26条の5、第26条の7又は第26条の11(その他の提供条件)の規定により、契約者識別番号を変更するとき。
- 2 前項に規定する場合のほか、当社は、その契約者回線について、3G 通信サービス等の料金その他の債務が同一料金月内において当社が定める限度額を超えた場合は、3G 通信サービスの利用を中止することがあります。
- この場合において、当社が個別に通知する料金が支払われ、所定の手続きが完了したときは、その利用の中止を解除します。
- 3 当社は、前2項の規定により3G 通信サービスの利用を中止するときは、あらかじめそのことを契約者に通知します。
- ただし、緊急やむを得ないときは、この限りではありません。

(3G 通信サービスの利用停止)

第42条 当社は、契約者(3G プリペイドサービス(s)契約者を除きます。以下この条において同じとします。)が次のいずれかに該当する場合には、6ヶ月以内で当社が定める期間(3G 通信サービス等の料金その他の債務を支払わないときは、その料金その他の債務が支払われるまでの間とし、契約者確認ができないときは、契約者確認ができるまでの間とします。)、その3G 通信サービスの利用を停止することがあります。

- (1) 契約者が、3G 通信サービス等の料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき(支払期日を経過した後、サービス取扱所(料金収納事務を行うサービス取扱所に限ります。)以外において支払われた場合であって、当社がその支払いの事実を確認できないときを含みます。以下この条において同じとします。)
- (2) 契約者が、当社と契約を締結している若しくは締結していた他の3G 通信サービス等の料金その他の債務又は当社と契約を締結している若しくは締結していた他の電気通信サービスに関する料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき。
- (3) 第57条(預託金)に規定する預託金を預け入れないとき。
- (4) 3G 通信サービスに係る契約の申込みに当たって当社所定の書面に事実と反する記載を行ったことが判明したとき。
- (5) 契約者がその3G 通信サービス、当社と契約を締結している若しくは締結していた他の3G 通信サービス又は当社と契約を締結している若しくは締結していた他の電気通信サービスの利用において第73条(利用に係る契約者の義務)の規定に違反したと当社が認めたとき。
- (6) 契約者回線に、自営端末設備又は自営電気通信設備を当社の承諾を得ずに接続したとき。
- (7) 第34条(自営端末設備に異常がある場合の検査)に定めるところに違反して、契約者回線に接続されている自営端末設備に異常がある場合に当社が行う検査を拒んだとき、又はその検査の結果別記4に定める技術基準及び技術的条件又は技術基準相当基準に適合していると認められない自営端末設備の契約者回線への接続を取りやめなかったとき。

- (8) 第 35 条（自営端末設備の電波発射の停止命令があった場合の取扱い）又は第 36 条（自営端末設備の電波法に基づく検査）に定めるところに違反したとき。
- (9) 携帯電話不正利用防止法第 7 条第 1 項又は第 10 条の規定に違反したとき。
- (10) 第 16 条（3G サービス契約者の氏名等の変更の届出）、第 26 条の 3、第 26 条の 5、第 26 条の 7 若しくは第 26 条の 11（その他の提供条件）において準用する契約者の氏名の変更の届出の規定に違反したとき又は第 16 条、第 26 条、第 26 条の 3、第 26 条の 5、第 26 条の 7 若しくは第 26 条の 11 において準用する契約者の氏名の変更の届出の規定により届け出た内容について事実と反する記載を行なったことが判明したとき。
- (11) 携帯電話不正利用防止法第 9 条の規定に基づき、第 19 条（3G サービス契約者の契約者確認）、第 26 条の 5 又は第 26 条の 7 において準用する契約者の契約者確認に規定する契約者確認を行い、契約者確認ができないとき。
- (12) 警察機関が 3G 通信サービスを用いた犯罪行為を防止するために契約者回線の利用を停止する必要があると判断した場合であって、警察機関から当社に対して所定の方法によりその契約者回線に係る 3G 通信サービスの利用を停止する要請があったとき。
- (13) 契約者が、クレジットカード又は預貯金口座の名義人の同意を得ずその他不正な方法で、そのクレジットカード又は預貯金口座を 3G 通信サービス等の料金その他の債務を支払うために当社に届け出たと当社が認めたとき。
- 2 当社は、前項の規定により 3G 通信サービスの利用を停止するときは、あらかじめその理由、利用を停止する日及び期間を契約者に通知します。
- ただし、次に定める場合は、この限りではありません。
- (1) 前項第 5 号の規定により、3G 通信サービスの利用停止を行う場合（第 73 条（利用に係る契約者の義務）第 1 項第 2 号、第 3 号又は第 6 号から第 9 号の規定の違反により、3G 通信サービスの利用停止を行う場合に限ります。）であって、緊急やむを得ないとき。
- (2) 前項第 12 号又は第 13 号の規定により 3G 通信サービスの利用停止を行うとき。

(3G プリペイドサービス(s)の利用停止)

- 第 42 条の 2** 当社は、3G プリペイドサービス(s)の利用可能期間が終了したときは、その発信に係る利用を停止します。
- ただし、緊急通報用電話の契約者回線等への通信については、この限りではありません。
- 2 当社は、前項の規定によるほか、3G プリペイドサービス(s)の利用可能期間内に前払い残高がなくなったときは、3G プリペイドサービス(s)の発信に係る利用を停止します。
- ただし、緊急通報用電話の契約者回線等への通信については、この限りではありません。
- 3 当社は、前 2 項の規定によるほか、3G プリペイドサービス(s)契約者が次のいずれかに該当するときは、当社が別に定める期間（第 3 号に該当するときは、その事実が解消されるまでの間とします。）、その 3G プリペイドサービス(s)の利用を停止することがあります。
- (1) 3G プリペイドサービス(s)契約者が第 42 条（3G 通信サービスの利用停止）第 1 項第 4 号から第 9 号のいずれかに該当するとき。
- (2) 第 26 条（その他の提供条件）において準用する契約者の氏名等の届出に違反したとき又は第 26 条において準用するところにより届け出た内容について事実と反することが判明したとき。
- (3) 携帯電話不正利用防止法第 9 条の規定に基づき、第 26 条において準用する契約者確認を行い、契約者確認ができないとき。
- (4) 警察機関が 3G プリペイドサービス(s)を用いた犯罪行為を防止するために契約者回線の利用を停止する必要があると判断した場合であって、警察機関から当社に対して所定の方法によりその契約者回線に係る 3G プ

リペイドサービス(s)の利用を停止する要請があったとき。

- (5) 3G プリペイドサービス(s)契約者が、クレジットカード又は預貯金口座の名義人の同意を得ずその他不正な方法で、そのクレジットカード又は預貯金口座を 3G 通信サービス等の料金その他の債務を支払うために当社に届け出たと当社が認めたとき。
- 4 当社は、前 3 項の規定により 3G プリペイドサービス(s)の利用を停止するときは、あらかじめその理由、利用を停止する日及び期間を契約者に通知します。
- ただし、次に定める場合は、この限りではありません。
- (1) 第 42 条第 1 項第 5 号により、3G プリペイドサービス(s)の利用停止を行う場合（第 73 条第 1 項第 3 号又は第 6 号から第 9 号の規定により、3G プリペイドサービス(s)の利用停止を行う場合に限り。）であって、緊急やむを得ないとき。
- (2) 前項第 4 号又は第 5 号の規定により 3G プリペイドサービス(s)の利用停止を行うとき。
- 5 3G プリペイドサービス(s)の利用を停止された 3G プリペイドサービス(s)契約者は、料金表通則に規定する料金の前払い登録（当社が別に定める方法を除きます。）を行うことはできません。
- 6 当社は、3G プリペイドサービス(s)の利用を停止した場合、その契約者回線に係る利用可能期間等を減じます。この場合において、利用可能期間及び前払い残高の取扱いは、料金表通則に定めるところによります。
- 7 第 1 項から第 4 項の場合において、当社は、3G 通信サービスの利用の停止と同時に同時申込契約に係るサービスの利用も停止するものとします。